設　　計　　書

道路維持修繕工事	課長		課長補佐		課長補佐		係長		審査者		設計者	

年　月　日	令和　8年　10月　日			工事概要	施工延長L＝140.0m 区画線工　1式 薄層カラー舗装工　1式 仮設工　1式
工事番号	年　第　号				
~~河川名~~ 路線名	市道　琴平港橋線				
施行位置	阿久根市　港町　地内				
工事名	令和8年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事				
工期	令和9年3月19日まで	施行方法	直営・請負		
支出科目	年度　8	会計	款	項	目　節

	区分	金額	摘要
	設計額	円	
其の他	当路線は通学路であり小・中学生が歩行するが、港橋においては十分な歩行空間が確保できていない状況である。令和8年度の道路メンテナンス事業において、港橋の橋面防水を行う際、十分な歩行空間を確保するため路面表示を現状から変更させることから、これに伴い港橋周辺の路面表示の引き直しを行い、安全に通行できるようにするものである。		

費　　用	金　　額	備　　考
事　業　費	円	
工　事　費	円	
本　工　事　費	円	工事価格　円　消費税等相当額　円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は権利交換諸費		
事　務　費		
事　務　雑　費		
工　事　雑　費		

設　計　概　要

工　　事　　名	令和８年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事
工　事　箇　所	阿久根市　港町　地内

（ 今回 ）	（ 前回 ）
施工延長L=140.0m	
区画線工　１式	
薄層カラー舗装工　１式	
仮設工　１式	

08-00000000001-40

阿　久　根　市

工 事 設 計 書

設計書総括情報	
事 務 所 名	阿久根市
設 計 書 名	実施設計書
事 業 名	道路維持修繕事業
積算総括情報	
諸 経 費 体 系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩③
単 価 適 用 日	0 令和 8年10月 1日

積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】	【 前 世 代 】
前払率（%）	００ %（前払金保証対象外）	
工種	１３ 道路維持	
施工地域	０３ 一般影響有り(2)現道4工種	
現場環境改善費	０７ 計上無し	
消費税税率	０４ 消費税税率：１０%	
契約保証	０３ 無保証	

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など		数　　量	単　位	単　　価	金　　額	備　　考
＊＊本工事費	＊＊					X1000
区画線工	レベル１					Y1114
	リブ式高視認性区画線(溶融式)設置工 線色：白色 実線　施工幅　１５cm	180	m			S7004　0 施工内訳0-0001号表
	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色 実線　施工幅　１５cm	48	m			S7001　0 施工内訳0-0002号表
	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色 破線　施工幅　１５cm	82	m			S7001　0 施工内訳0-0003号表
	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色 ゼブラ（横断線）　施工幅　４５cm	26	m			S7001　0 施工内訳0-0004号表
	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色 矢印・記号・文字　施工幅　１５cm換算	60	m			S7001　0 施工内訳0-0005号表
	区画線消去（15cm換算） 削取り式［単位：m］	185	m			S7003　0 施工内訳0-0006号表
薄層カラー	舗装工 レベル１					Y1R13

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など		数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
	薄層カラー舗装工 樹脂系すべり止め舗装工　RPN-501	9	m2			S8532　0 施工内訳0-0007号表
	薄層カラー舗装消去工	8	㎡			V0001　0 施工内訳0-0008号表
仮設工	レベル１					Y1055
	交通誘導警備員Ｂ 配置人数（交代要員除く）：2人 交代要員：0人	2	日			S2580　0 施工内訳0-0009号表
＊＊直接工事費＊＊						
共通仮設費（ 率分）			式			
＊＊共通仮設費計＊＊						
＊＊純工事費＊＊						
現場管理費			式			

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊現場管理費計＊＊					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費		式			
契約保証費		式			
＊＊一般管理費等計＊＊					
＊＊工事価格＊＊					
消費税相当額		式			
＊＊請負工事費＊＊					
工事価格計					

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
消費税相当額計		式			
請負工事費計					

施 工 内 訳 表

リブ式高視認性区画線(溶融式)設置工　S7004　施工内訳0-0001号表

線色：白色　実線　施工幅　１５cm　1000　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
リブ式高視認性区画線(溶融式)[手間] 実線　１５ｃｍ 時間的制約　無し　昼間単価	1,000.00	m			TB231
リブ式高視認性区画線(溶融式)[材料] 実線 白　１５ｃｍ	1,000.00	m			T7120　1 JIS K 5665 3種
軽油	59.00	L			T0002　1
ガソリン	2.80	L			T0001　1
諸雑費	2.0	%			#01
＊＊＊　合　計　＊＊＊	1,000	m			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m			
A=1　白色 C=1　供用区間 E=1　無し			B=1　施工幅　１５cm D=1　昼間単価 F=1　VI-1-②-1		

施 工 内 訳 表

区画線（溶融式）設置工（手動）　S7001　施工内訳0-0002号表

線色：白色　実線　施工幅　１５cm　1000　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
溶融式区画線（実線）［手間］ １５ｃｍ 時間的制約　無し　昼間単価	1,000.00	m			TB001
路面標示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融　白	570.00	kg			T7104　1 JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25.00	kg			T7111　1 JIS R 3301
接着用プライマー 区画線用	25.00	kg			T7110　1
軽油	47.00	L			T0002　1
諸雑費	5.0	%			#01
＊＊＊　合　計　＊＊＊	1,000	m			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m			
A=1　実線 C=1　施工幅　１５cm E=1　供用区間			B=1　白色 D=1　塗布厚　１．５mm F=1　排水性舗装でない場合		
G=1　昼間単価 I=1　Ⅵ-1-①-1			H=1　無し		

施 工 内 訳 表

区画線（溶融式）設置工（手動）　S7001　施工内訳0-0003号表

線色：白色　破線　施工幅　１５cm　1000　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
溶融式区画線（破線）［手間］ １５ｃｍ 時間的制約　無し　昼間単価	1,000.00	m			TB041
路面標示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融　白	570.00	kg			T7104　1 JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25.00	kg			T7111　1 JIS R 3301
接着用プライマー 区画線用	25.00	kg			T7110　1
軽油	52.00	L			T0002　1
諸雑費	5.0	%			#01
＊＊＊　合　計　＊＊＊	1,000	m			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m			
A=2　破線 C=1　施工幅　１５cm E=1　供用区間			B=1　白色 D=1　塗布厚　１．５mm F=1　排水性舗装でない場合		
G=1　昼間単価 I=1　Ⅵ-1-①-1			H=1　無し		

施 工 内 訳 表

区画線（溶融式）設置工（手動）　S7001　施工内訳0-0004号表

線色：白色　ゼブラ（横断線）　施工幅　４５㎝　1000　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
溶融式区画線（ゼブラ）［手間］ ４５ｃｍ 時間的制約　無し　昼間単価	1,000.00	m			TB111
路面標示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融　白	1,700.00	kg			T7104　1 JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	75.00	kg			T7111　1 JIS R 3301
接着用プライマー 区画線用	75.00	kg			T7110　1
軽油	106.00	L			T0002　1
諸雑費	5.0	%			#01
＊＊＊　合　計　＊＊＊	1,000	m			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m			
A=3　ゼブラ（横断線） C=4　施工幅　４５㎝ E=1　供用区間			B=1　白色 D=1　塗布厚　１．５㎜ F=1　排水性舗装でない場合		
G=1　昼間単価 I=1　Ⅵ-1-①-1			H=1　無し		

施 工 内 訳 表

区画線（溶融式）設置工（手動）　S7001　施工内訳0-0005号表

線色：白色　矢印・記号・文字　施工幅　１５㎝換算　1000　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
溶融式区画線（矢印･記号･文字）［手間］ １５ｃｍ換算 時間的制約　無し　昼間単価	1,000.00	m			TB121
路面標示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融　白	570.00	kg			T7104　1 JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25.00	kg			T7111　1 JIS R 3301
接着用プライマー 区画線用	25.00	kg			T7110　1
軽油	116.00	L			T0002　1
諸雑費	5.0	%			#01
＊＊＊　合　計　＊＊＊	1,000	m			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m			
A=4　矢印・記号・文字 C=5　施工幅　１５㎝換算 E=1　供用区間			B=1　白色 D=1　塗布厚　１．５㎜ F=1　排水性舗装でない場合		
G=1　昼間単価 I=1　Ⅵ-1-①-1			H=1　無し		

施 工 内 訳 表

区画線消去（15cm換算）　S7003　施工内訳0-0006号表
削取り式［単位：m］　1　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
区画線消去（削取式）［手間］ １５ｃｍ換算 時間的制約　無し　昼間単価	1,000.00	m			TB161
軽油	71.00	L			T0002　1
ガソリン	49.00	L			T0001　1
諸雑費	1	式			#30
＊　１　ｍ　当り　＊		m			+00
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m			
A=1　削取り式［単位：m］ E=1　無し			D=1　昼間単価 F=1　VI-1-①-1		

施 工 内 訳 表

薄層カラー舗装工　S8532　施工内訳0-0007号表

樹脂系すべり止め舗装工　RPN-501　100　m2　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
樹脂系すべり止め舗装工 歩道，自転車道　ＲＰＮ－501	100	㎡			TA520 標準市場単価×加算率補正係数
＊＊＊　合　計　＊＊＊	100	m2			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m2			
A=20　樹脂系すべり止め舗装工　RPN-501 C=1　時間的制約を受けない場合 F=2　既設アスファルト舗装			B=9　樹脂系すべり止め舗装　100m2未満 D=1　夜間作業をしない G=1　トップコート有り		
H=3　0.5m以下			I=1　Ⅵ-2-⑦-1		

薄層カラー舗装消去工　V0001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0008号表

15　㎡　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
区画線消去（15㎝換算） 削取り式［単位：m］	100	m			S7003　施工内訳0-0006号表
＊＊＊　合　計　＊＊＊	15	㎡			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	㎡			

施 工 内 訳 表

交通誘導警備員Ｂ　　S2580　　施工内訳0-0009号表

配置人数（交代要員除く）：2人　　交代要員：0人　　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員Ｂ	2.00	人			R2580
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	日			
A=2　交通誘導警備員Ｂ C=0　交替要員[人／日]			B=2　配置人数（交替要員除く）[人／日] D=1　Ⅱ-5-21-1		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／単位	単価／金額	条件値／条件名称
X1000	＊＊本工事費＊＊			
Y1114	区画線工 レベル１			
S7004	リブ式高視認性区画線(溶融式)設置工 線色：白色	180 m		A=1,B=1,C=1,D=1,E=1,F=1 A=白色,B=施工幅　１５cm,C=供用区間,D=昼間単価,E=無し,F=VI-1-②-1
S7001	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色	48 m		A=1,B=1,C=1,D=1,E=1,F=1,G=1,H=1,I=1 A=実線,B=白色,C=施工幅　１５cm,D=塗布厚　１．５mm,E=供用区間,F=排水性舗装でない場合,G=昼間単価,H=無し,I=VI-1-①-1
S7001	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色	82 m		A=2,B=1,C=1,D=1,E=1,F=1,G=1,H=1,I=1 A=破線,B=白色,C=施工幅　１５cm,D=塗布厚　１．５mm,E=供用区間,F=排水性舗装でない場合,G=昼間単価,H=無し,I=VI-1-①-1
S7001	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色	26 m		A=3,B=1,C=4,D=1,E=1,F=1,G=1,H=1,I=1 A=ゼブラ（横断線）,B=白色,C=施工幅　４５cm,D=塗布厚　１．５mm,E=供用区間,F=排水性舗装でない場合,G=昼間単価,H=無し,I=VI-1-①-1
S7001	区画線（溶融式）設置工（手動） 線色：白色	60 m		A=4,B=1,C=5,D=1,E=1,F=1,G=1,H=1,I=1 A=矢印・記号・文字,B=白色,C=施工幅　１５cm換算,D=塗布厚　１．５mm,E=供用区間,F=排水性舗装でない場合,G=昼間単価,H=無し,I=VI-1-①-1
S7003	区画線消去（15cm換算） 削取り式［単位：m］	185 m		A=1,D=1,E=1,F=1 A=削取り式［単位：m］,D=昼間単価,E=無し,F=VI-1-①-1
Y1R13	薄層カラー舗装工 レベル１			
S8532	薄層カラー舗装工 樹脂系すべり止め舗装工　RPN-501	9 m2		A=20,B=9,C=1,D=1,F=2,G=1,H=3,I=1 A=樹脂系すべり止め舗装工　RPN-501,B=樹脂系すべり止め舗装　100m2未満,C=時間的制約を受けない場合,D=夜間作業をしない,F=既設アスファルト舗装,G=トップコート有り,H=0.5m以下,I=VI-2-⑦-1
V0001	薄層カラー舗装消去工	8 ㎡		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／単位	単価／金額	条件値／条件名称
Y1055	仮設工 レベル１			
S2580	交通誘導警備員Ｂ 配置人数（交代要員除く）：2人	2 日		A=2,B=2,C=0,D=1 A=交通誘導警備員Ｂ,B=配置人数（交替要員除く）[人／日],C=交替
				要員[人／日],D=Ⅱ-5-21-1
G0000	＊＊直接工事費＊＊			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	＊＊共通仮設費計＊＊			
G2000	＊＊純工事費＊＊			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	＊＊現場管理費計＊＊			
G4000	＊＊工事原価＊＊			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	＊＊一般管理費等計＊＊			
G4800	＊＊工事価格＊＊			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	＊＊請負工事費＊＊			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／単位	単価／金額	条件値／条件名称
G4900	請負工事費計			

機労材集計表

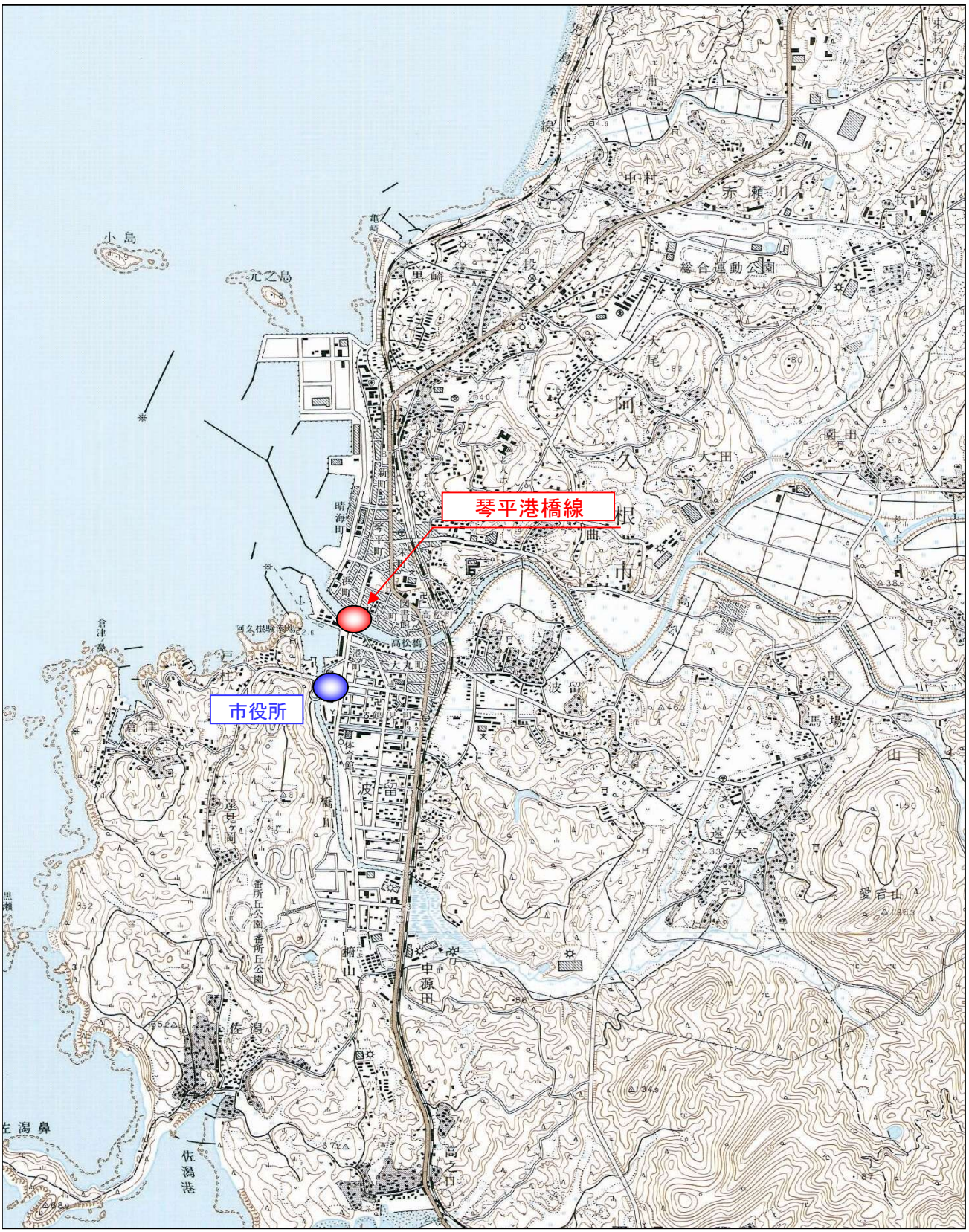
項番	単価コード	集計区分	単価値	数量累計	単位	単価名称	集計区分名称
1	R2580	202		4.0000	人	交通誘導警備員Ｂ	労務単価
2	T0001	221		12.1823	Ｌ	ガソリン	3-1 燃料類
3	T0002	221		43.7777	Ｌ	軽油	3-1 燃料類
4	T7104	060		152.5000	kg	路面標示用塗料	塗料・道路区画線等
5	T7110	060		6.7000	kg	接着用プライマー	塗料・道路区画線等
6	T7111	060		6.7000	kg	ガラスビーズ	塗料・道路区画線等
7	T7120	060		180.0000	m	リブ式高視認性区画線(溶融式)[材料]	塗料・道路区画線等
8	TA520	341		9.0000	㎡	樹脂系すべり止め舗装工	市場単価 (22)薄層カラー舗装工
9	TB001	400		48.0000	m	溶融式区画線（実線）[手間]	土木工事標準単価 (1)区画線工
10	TB041	400		82.0000	m	溶融式区画線（破線）[手間]	土木工事標準単価 (1)区画線工
11	TB111	400		26.0000	m	溶融式区画線（ゼブラ）[手間]	土木工事標準単価 (1)区画線工
12	TB121	400		60.0000	m	溶融式区画線（矢印･記号･文字）[手間]	土木工事標準単価 (1)区画線工
13	TB161	400		238.3333	m	区画線消去（削取式）[手間]	土木工事標準単価 (1)区画線工
14	TB231	401		180.0000	m	リブ式高視認性区画線(溶融式)[手間]	土木工事標準単価 (2)高視認性区画線工

工事数量総括表

令和８年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事

工 種	細 目	規 格・計算式	管理数量 琴平港橋線	設計数量	単 位	備 考
区画線工				**1**	**式**	
	リブ式高視認性 区画線(溶融式)設置工	白色　実線　施工幅15cm	183.6	180	m	図面より
	区画線(溶融式) 設置工(手動)	白色　実線　施工幅15cm	47.9	48	m	〃
	区画線(溶融式) 設置工(手動)	白色　破線　施工幅15cm	81.5	82	m	〃
	区画線(溶融式) 設置工(手動)	白色　ゼブラ(横断線)　施工幅45cm	25.5	26	m	〃
	区画線(溶融式) 設置工(手動)	白色　矢印・記号・文字　施工幅15cm換算	60.1	60	m	〃
	区画線消去 (15cm換算)	削取り式	185.0	185	m	〃
薄層カラー舗装工				**1**	**式**	
	薄層カラー舗装工	樹脂系すべり止め舗装工　RPN-501	9.0	9	m2	図面より
	薄層カラー舗装消去工		8.4	8	m2	〃
仮設工				**1**	**式**	
	交通誘導警備員B	配置人数:２人	2.0	2	日	交通誘導員算出表より

令和8年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事
位置図　S=1:25,000



特　記　仕　様　書

（総則）

第１条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

⑴　工 事 名：令和８年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事

⑵　工事場所：阿久根市　港町　地内

⑶　工　　期：令和９年３月 19 日まで

第２条　この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要項、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」とする。）と協議し、かつその指示に従うこと。

⑴　土木工事共通仕様書

⑵　土木工事施工管理基準

⑶　土木請負工事必携

⑷　道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）

⑸　建設副産物摘要処理推進要綱

⑹　土木工事安全施工技術指針

⑺　その他関係要項、指針及び示方書等

第３条　この工事の契約数量は、設計図書のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議の上、契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

~~第４条　契約の保証は、当初設計金額が 500 万円を超える場合、金銭的補償を要す。~~

~~（前払金）~~

~~第５条　保証事業会社の保証がなされている請負金額 500 万円以上のものについては、請負金額の 10 分の４以内で前払金を請求することができる。~~

~~なお、当初設計において前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。~~

~~（工事カルテ作成・登録）~~

~~第６条　請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更及び完成~~

~~時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、完成時は工事完成後 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。~~

~~変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。~~

~~登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。~~

（技術者）

第７条　請負者は、測量・調査・施工管理及び検査のために専属して経験のある技術者を常に配置し、監督職員の指示に応じなければならない。

（監理技術者）

第８条　本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成 16 年３月１日以降に監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者とする。なお、平成 16 年２月 29 日以前に監理技術者証を交付された者は対象外とする。

（監理技術者等の選任を要しない期間）

第９条　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

２　工事完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第 10 条　配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

・　請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

２　前１項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第 11 条　現場代理人は現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第 10 条第３項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

⑴　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

⑵　工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間。

⑶　橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内でほかの同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営及び取締りを行うことができるものとする。

⑷　前３号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続及び後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。

２　発注者への報告

前１項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐を不要とし、外の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合せ簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

（現場代理人の兼任）

第 12 条　現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

⑴ 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4,500 万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が 4,500 万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
⑵ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
⑶ 兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間以内であること。
⑷ 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
⑸ 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
⑹ 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
※ 建築一式工事は、9,000 万円

２　手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

３ 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等）

第 13 条　本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請け工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

（施工体系図の作成等）

第 14 条　本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の⑴から⑷の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度変更に関する事項について作成し提出すること。

⑴　伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

⑵　土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
⑶　工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
⑷　その他監督職員が記載を指示した業務等

（工事の施工）
第 15 条　工事着手にあたっては、地元区長及び近隣住民への周知を徹底すること。
２　着工前測量を実施し、その結果を報告するとともに設計図書と相違があった場合は監督員と協議すること。

（国土調査の基準点等測量標識等の保全）
第 16 条　施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

（管内（県内）建設業者の優先使用）
第 17 条　請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有するものを使用するよう努めることとする。
２　請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等付活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
３　請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

（県産資材の優先使用）
第 18 条　工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
２　請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の湯無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 （７品目）	生コン（ﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）　コンクリート二次製品　石材類 アスファルト合材　木材　樹木　野芝

３　前項で定めた不使用状況報告書において、第１項で定めた資材業者から調達しない場合は、その理由を記載すること。
４　請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

（現場発生品）

第 19 条　下記現場発生品については、監督職員に確認の上、搬入場所へ搬入又はスクラップを行うものとする。

資材名	規格	数量	搬入場所

（支給品）

第 20 条　下記現場支給品については、監督職員に確認の上、保管場所から搬入場所へ搬入を行うものとする。

資材名	規格	数量	保管場所

（特定建設資材の分別解体等・再資源化等）

第 21 条　本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

(1)　分別解体等の方法（参考）

	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業内容・解体方法	仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※　「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

⑵　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
無筋コンクリート	―	―	―
鉄筋コンクリート	―	―	―
アスファルト	―	―	―

※　上記⑵については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

（建設副産物の処理）

第 22 条　建設工事の施工により発生する指定副産物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、汚泥（建設発生土は除く。）等。）のうち、処分の指定のない無筋コンクリート殻については、30 ㎝以下に小割し、盛土区間等で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受入条件等を確認し、発注者に報告するものとする。なお、積算に際しては、前条第１項第２号に示す条件により積算している。

2　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3　処分状況等の記録（再生資源利用促進実施書及びマニフェスト（Ｅ票）の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を完成書類に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、Ｅ票が処分業者から返送されていない場合は、Ａ票、Ｂ２票及びＤ票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、Ｅ票が処分業者から返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

4　工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

5　再生資材の利用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒	―

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

6　受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

~~また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。さらに、利用状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。~~

~~7　工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。~~

~~（産業廃棄物税）~~

~~第23条　本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。~~

~~（建設発生土の処理）~~

~~第24条　建設発生土の処理（指定処分）~~

~~1）本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。~~
~~運搬距離：　　㎞、搬先：~~

~~2）再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。~~

~~3）処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。~~

~~4）工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。~~

（過積載等の防止）

第25条　ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

⑴　工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

⑵　過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

⑶　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

⑷　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。

⑷　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

⑹　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

⑺　第１号から第６号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

（交通誘導員）

第26条　本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る１、２級検定合格警備員、又は交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警

備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに１名以上は１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員を配置すること。なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。また、請負者は上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資格	資格条件
交通誘導警備業務に係る １級検定合格警備員 ２級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施工）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

（工事の施工）

第 27 条　本工事の施工にあたっての施工条件は図面や数量表を基にし、施工計画書の作成及び工事施工時において十分留意するものとする。なお、明示されている施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に派生した施工条件についても、甲乙協議の上契約変更の対象とする。

（標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第３次基準値の建設機械の工種）

第 28 条　機械掘削におけるバックホウの機械経費（損料）の積算に関しては、第３次基準値により算出している。なお、受注者が第２次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。

~~（床掘及び切土）~~

~~第 29 条　切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。~~

~~２　監督職員の承認を受けず切りすぎた土量の増については変更契約の対象としない。~~

~~（盛土及び埋戻）~~

~~第 30 条　盛土は常に型下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。~~

~~２　盛土施工中は常に雨水等による土砂流出を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。~~

~~３　埋戻前に漏水等ある場合は、必ず排水した後に埋戻をしなければならない。~~

~~（コンクリート工）~~

~~第 31 条　コンクリートの品質は下記のとおりとする。~~

~~種別~~	~~基準強度~~	~~スランプ~~	~~最大粒径~~	~~使用箇所~~
~~高炉セメントＢ種~~	~~18N/㎟ 2~~	~~8±2.5 ㎝~~	~~40 ㎜~~	

第32条　レディミクストコンクリートの工場は原則としてＪＩＳマーク表示許可工場を選定する。

第33条　現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備及び品質管理状態を考慮して選定し監督職員に報告すること。

第34条　レディミクストコンクリートを使用するときは使用に先立ち試験練りを行いその結果を報告しなければならない。なお第31条に示すもの以外のものを使用する場合は監督職員の承諾を得ること。

第35条　コンクリート構造物については打設計画を作成し１日毎の打設計画管理を行うこと。

（セメントモルタル、コンクリート吹付工）

第36条　請負者は、セメントモルタル等の吹付けにあたっては、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

２　請負者は、吹付面が岩盤の場合には、ごみ、泥土及び浮石等の吹付材の付着に害となるものは除去しなければならない。吹付面が給水性の場合は、事前に給水させなければならない。また、吹付面が土砂の場合は、吹付厚により土砂が散乱しないように打ち固めなければならない。

３　請負者は、吹付の施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には施工方法について事前に監督職員と協議しなければならない。

４　請負者は、補強用金網の設置にあたっては、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付等により移動しないように法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は10㎝以上重ねなければならない。

５　請負者は、吹付けにあたっては法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部から順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けてはならない。

６　請負者は、１日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工し、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去し、清掃し、かつ湿らせてから吹付けなければならない。

７　請負者は、吹付仕上げ面及び吹付端部の施工に際しては、速度を遅くして仕上げなければならない。表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はセメントモルタル等が付着するように仕上げなければならない。

８　請負者は、吹付けに際しては、外の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は速やかに取除いて不良箇所が生じないように施工しなければならない。

９　請負者は、吹付けを２層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

10　請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔を設計図書によるほか監督職員の指示により施工しなければならない。

11　請負者は、法肩の吹付けにあたっては、地山に巻き込んで施工しなければならない。

12　請負者は、２㎡に１か所程度の割合で水抜きパイプ（ＶＰ50）を取付けなければならない。

13　コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工等の吹付モルタルの配合は以下のとおりとする。

	W／C	C：S：G	C：S

（舗装工）

第 37 条　表層工

混合物敷均し後の締固めは振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。

第 38 条　路盤工

材料まき出し後の締固めは車道部を振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。

第 39 条　その他

舗装工は「アスファルト舗装工事共通仕様書」によるものとする。管理基準は「土木工事施工管理基準のアスファルト舗装（簡易舗装)」による。

（排水工）

第 40 条　排水工の基礎工は切込砕石（再生材 40 ㎜以下）の再生材を使用してタンパーにて十分転圧すること。

（環境保全型ブロック積）

第 41 条　環境保全型ブロック積の施工にあたっては、多自然型川づくりを念頭に現況を改変することなく良好な瀬淵環境を保全し、又は創出すること。

2　土工により河床を真っ平らに仕上げない。また、埋戻等により水際部を固めない。

3　水際には発生材により寄せ石及び寄せ土を行い、水生生物の住処づくりと植生回復を図ること。

4　周辺環境と調和したブロックを選定し、明度、彩度を抑えテクスチャーを持たせること。

（支障物件）

第 42 条　着工前測量により嵩上げ切下げ等が必要なマンホール等があった際は、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

（工事縮減期間）

第 43 条　下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第請負者に通知するものとする。

中止する行事等	中止開始（予定）	中止終了（予定）
~~ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ~~	~~令和８年４月 29 日（水）~~	~~令和８年５月６日（水）~~
~~お盆~~	~~令和８年８月８日（土）~~	~~令和８年８月 16 日（日）~~
年末年始	令和８年 12 月 29 日（火）	令和９年１月３日（日）

（安全管理）

第 44 条　工事施設の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。

第 45 条　労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。また、労働安全衛生規則「第二編第一二章土石流による危険の防止」の規定を遵守し施工計画書に明記すること。

第 46 条　道路法、道路交通法及び同法施工規則等を遵守し安全対策に努めること。

第 47 条　交通管理については道路標識板、バリケード、工事灯及び交通整理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業計画、交通事故の絶無を期さなければならない。

２　看板は原則として、信号機の下に１か所、信号機より 30m程度手前に１か所設置することとし、現場の状況等十分留意のうえ交通安全上必要な措置は講じること。

（書類提出）

第 48 条　下記に示すものは必ず現場代理人か現場監督員が持参のうえ提出するものとし、監督職員の承認を得ること。

⑴　工事契約 30 日以内

ア　請負工事契約約款第４条による横線式の工程表

イ　工事施工計画書

工事施工計画書については鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」に準じて作成し、必ず工事概要、工事内容、工事工程、現場組織、主要機械計画、主要材料、施工方法、測量計画管理、品質管理、出来高管理、写真管理、安全管理、仮設計画及び実施工程表を分かりやすく書きまとめるものとする。

⑵　生コンクリート打設前

生コンクリート使用承認及び配合報告書を提出する。

⑶　アスファルト舗設前

アスファルト舗設前においては「基準密度承認願」にて承認を得ること。ただし、同時にマーシャル試験における「配合の承認」「使用骨材の承認」「瀝青材等の品質証明書」等を提出すること。

⑷　特記仕様書に指定していない二次製品の使用前

積ブロック、トラフ等特記仕様書に指定のない場合は必ず使用前に「材料使用の承認」と併せて「配合報告書」「品質証明書」を提出して承認を得ること。

⑸　工事の出来高報告書（工事月報）

毎月末日現在の出来高を作成して毎月５日までに提出すること。

⑹　完成検査前

ア　完成届

イ　提出書類

提出書類については写真整理、出来高管理及び品質管理を「土木工事施工管理基準」に従って順序良く製本しインデックス等を取付けること。特に写真整理については「土木工事施工管理基準」の写真管理基準によって撮影製本するものとする。

ウ　電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和４年１月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム ＞ 市政情報 ＞ 施策・計画 ＞ 土木・建築・交通 ＞ 電子納品

ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各１部の計２部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

⑺　検査後

検査写真には検査時における写真の代表的なものを添付する。また、併せて検査における破壊確認の写真、補修完了の写真を対比して添付すること。

（安全管理活動の実施状況報告）

第 49 条　安全管理活動については、実施状況等を毎月工事月報と併せて５日までに報告すること。

⑴　現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て実施。

⑵　災害防止（工事安全）協議会等を設置し、月当たり１回以上活動。

⑶　店社パトロールを月当たり１回以上実施。

⑷　安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等の実施。

⑸　各種安全パトロールで指摘を受けた事項についての改善措置。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

第 50 条　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

２　試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。

３　「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、阿久根市ホームページから取得できる。

（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

第 51 条　鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（工事等の施工にあたって要する物品等の調達）

第 52 条　資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。

２　建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り市内業者から購入すること。

~~（工事等における遠隔臨場試行の推進にかかる運用）~~

~~第 53 条　本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。~~

~~遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。~~

~~遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。~~

~~なお、遠隔臨場の取り組みを行った場合は、必要となる費用を以下の⑴から⑷により設計変更で計上することとする。~~

~~⑴　遠隔臨場に必要な費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することとし、全ての諸経費の対象としない。~~

~~⑵　遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。~~

~~⑶　遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上する。~~

~~※　耐用年数例~~

~~タブレット、カメラ、アプリケーションソフト等：５年~~

~~Wi-Fi ルータ等通信機類：10 年~~

~~⑷　情報共有システム（ＡＳＰ方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上する。~~

（「週休２日」施行工事）

第 55 条　本工事は、「週休２日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

２　試行に当たっては、『「週休２日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

３　実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

（工期）

第 55 条　本工事の工期は令和９年３月 19 日までを予定している。

~~（工事現場の現場環境改善）~~

~~第 56 条　工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。~~

~~２　現場環境改善については、別表－１の内容のうち、則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本として実施すること。~~

~~３　現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。~~

~~４　現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。~~

~~５　工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。~~

~~６　工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。~~

~~（快適トイレの設置）~~

~~第 57 条　本工事は、阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。快適トイレを設置する場合は、『阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。~~

~~なお、試行要領は阿久根市ホームページから取得できる。~~

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第58条　ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入にあたっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの生息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、生息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

［別表－１］

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１．用水・電力等の供給設備，２．緑化・花壇，３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置，５．昇降設備の充実，６．環境負荷の低減
営繕関係	１．現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） ２．労働宿舎の快適化，３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ４．現場休憩所の快適化，５．健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報機等）
地域連携	１．完成予想図，２．工法説明図，３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む），９．社会貢献

［別表－２］

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇，完成予想図，工法説明図，工事工程表 パンフレット・工法説明ビデオ	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（／月）
ライトアップ施設	8%（／月）
電光式標識	4%（／月）
備品類	2%（／月）

（注）１　上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
２　類似品は，上表損耗率を準用できる。
３　一工事において，損耗率が１００％を超える場合は，上限値は１００％とする。
４　設置月数は，工程から求めるものとし，０．５ヶ月単位（２捨３入）とする。
ただし，１５日未満は０．５ヶ月とする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1　土・樹木等の措置

⑴　発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

⑵　廃棄樹木等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2　工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3　やむを得ず、土及び樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

⑴　薬剤処理・燻蒸処理後に搬出する。

⑵　薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去及び目視除去後搬出する。

4　発生地区に搬入した建設機材や農・林業耕作機械の措置

付着土壌の除去及び薬剤処理後搬出する。

5　未発生地区での措置

発生地区からの土及び樹木等の搬入や農・林業耕作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

※　奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧頴娃町、旧知覧町）
H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）
H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市
H16：鹿児島市
H17：指宿市
H22：出水市、南さつま市
H25：霧島市、阿久根市
H26：鹿屋市、姶良市
H29：長島町
Ｒ３：西之表市、中種子町、錦江町
Ｒ４：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町
Ｒ６：大崎町
Ｒ７：志布志市

材料使用承認願

工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　請負業者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工　　期　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　現場代理人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

路線（河川　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　総括監督員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事箇所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　監　督　員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	材料名	規格	製造工場名 所　在　地	県産 資材	備考
指定主要資材					
その他資材					

（別紙報告書）

安全・訓練等の実施状況報告書

工　事　名		請負者名	
契約工期	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日（　　日間）		
実　施　日	所要時間	参加人数	実　施　内　容　等

（注）実施状況写真は別添のとおり。

様式第３号（標準様式第９条４項関係）

工　事　打　合　簿

発　議　者	発注者　　請負者	発　議　年　月　日	令和　　年　　月　　日
発　議　事　項	指示　　協議　　通知　　承諾　　提出　　報告	□ 届出	□ その他（　　）
工　事　名		請　負　者　名	

（内　容）

添付図　　葉，その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　　指示　　承諾　　協議　　通知　　受理　　します。 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 その他（　　） （　　） 監督職員　　令和　　年　　月　　日
	請負者	上記について　　了解　　協議　　提出　　報告　　届出　　します。 その他（　　） （　　） 現場代理人　　令和　　年　　月　　日

総括監督員	監督員

現場代理人	主任技術者

別紙１

令和　　年　　月　　日

契約担当者　　殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について，現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお，両工事の施工に当たっては，関係法令等を遵守し，安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 （県土木部工事）	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について，兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

現場環境改善　実施（変更）計画書

工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇〇工事（〇〇工区）

①率計上分

項目	現場環境改善費を含んだ額 A	共通仮設費計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
記入例							
購入品	*A* *100,000*	*B* *60,000*	*A-B* *40,000*	*D* *50%*	*N* *1*	*M* *1*	*C×D×N×M* *20,000*
リース品	*A* *200,000*	*B* *120,000*	*A-B* *80,000*	*－* *－*	*N* *1*	*M* *1*	*C×M×M* *80,000*
小計							*100,000*
仮設備関係							
			0				0
小計							0
営繕関係							
			0				0
小計							0
安全関係							
			0				0
小計							0
地域連携							
			0				0
小計							0
合計							0

②積上げ計上分

項目							金額
その他　積上げ費用							
小計							0

③積上げ計上分（熱中症対策・防寒対策）

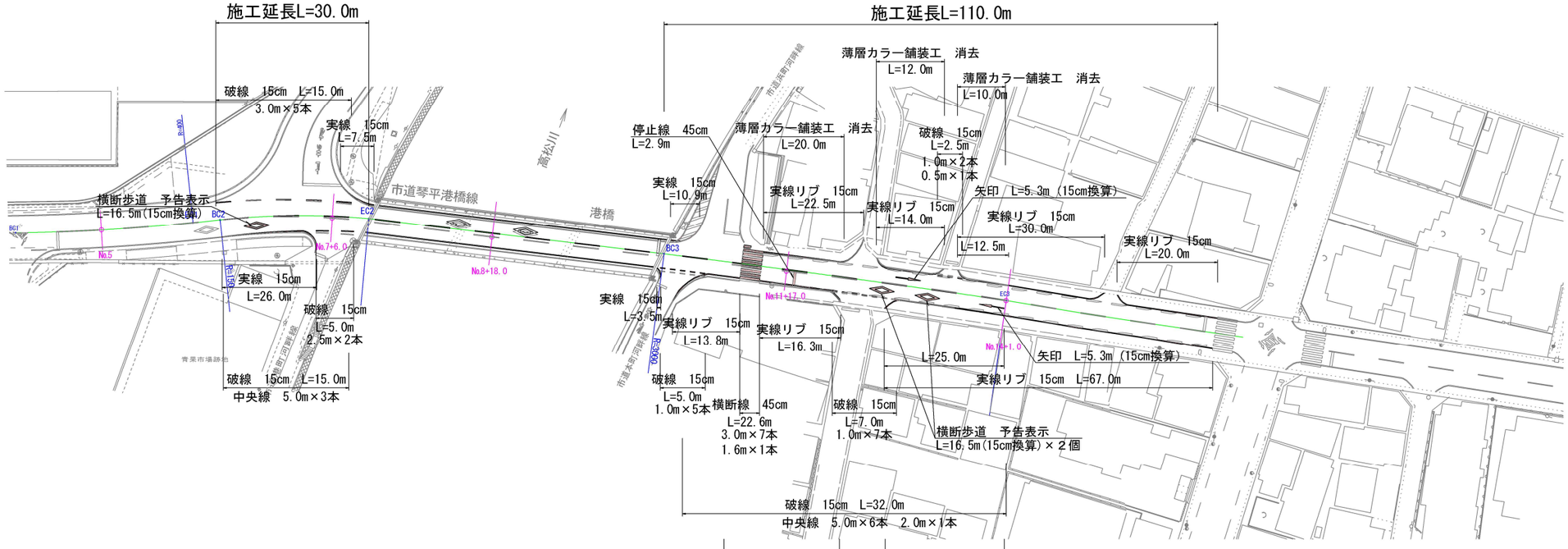
項目							金額
熱中症対策・防寒対策に関する費用							
小計							0
上限額 （現場環境改善費（率分）の５０%）							
計上額							0

注：③積上げ計上（熱中症対策）を実施する場合は、別途発注者と協議すること。

合計	0

令和8年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事

平　面　図　S=1:500
（市道琴平港橋線）



※BC2～No.14+1.0は既設区画線を消去の上、設置を行うこと。
　なお、港橋については、令和８年度　道路メンテナンス事業　港橋修繕工事（１工区）にて計上している。
※No.14+1.0より国道３号側は既設区画線の再設置を行う。

集計表						
W=15cm			W=45cm	W=15cm換算		
実線（リブ）	実線	破線	ゼブラ（横断線）	記号	消去	
22.5	7.5	（外側線）	22.6	16.5	（15cm実線）	（45cm実線）
14.0	26.0	15.0	2.9	5.3	7.5	22.6
30.0	10.9	5.0		16.5	26.0	2.9
20.0	3.5	2.5		16.5	10.9	（記号）
13.8		5.0		5.3	22.5	16.5
16.3		7.0			14.0	5.3
67.0		（中央線）			12.5	16.5
		15.0			3.5	16.5
		32.0			13.8	5.3
					16.3	
					25.0	
					（破線）	
					15.0	
					5.0	
					15.0	
					2.5	
					5.0	
					7.0	
					32.0	
合　計						
183.6	47.9	81.5	25.5	60.1	370.1	

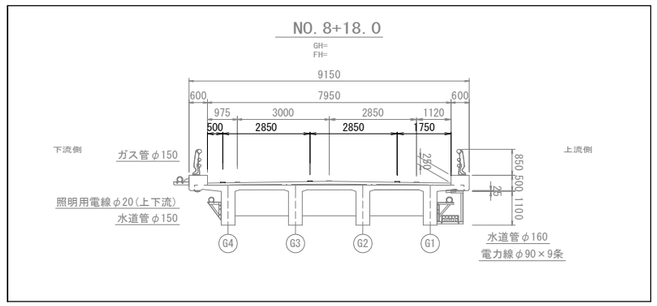
※消去の45cm実線は３倍し、15cm換算とする

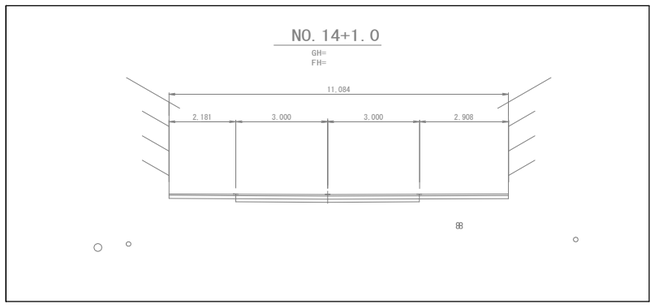
実施設計図

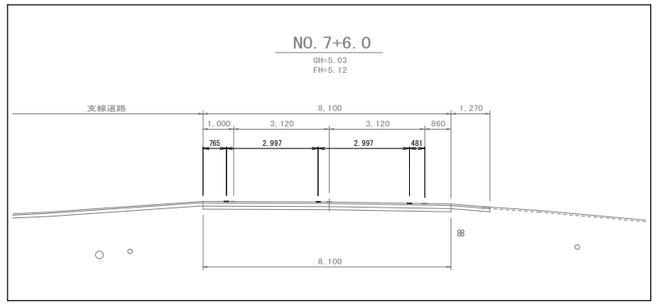
阿　久　根　市	
工　事　名	令和８年度　道路維持修繕事業 琴平港橋線　道路改修工事
路　線　名	市道　琴平港橋線
工事場所	阿久根市　港町　地内
図面種類	平面図
縮　　尺	各図参照
図面番号	全　２　葉　　第　１　号

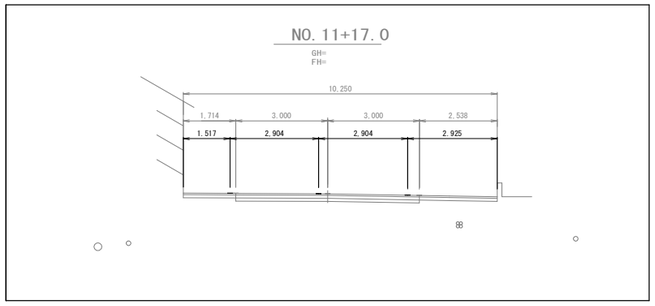
令和8年度　道路維持修繕事業　琴平港橋線　道路改修工事

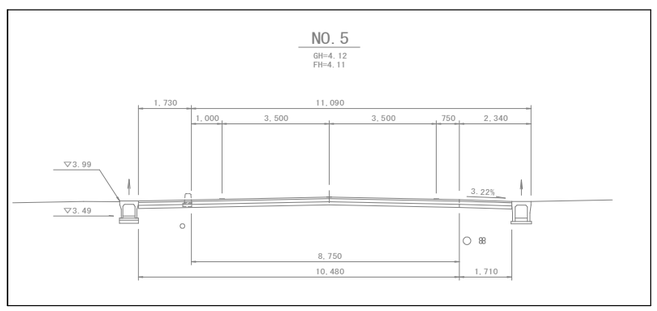
横 断 図　S=1:100











数　量　表

1式当り

種　別	規　格	計　算　式	数　量	単位
区画線工	実線（リブ） W=15cm	集計表より　L＝183.6m	183.6	m
	実線 W=15cm	集計表より　L＝47.9m	47.9	m
	破線 W=15cm	集計表より　L＝81.5m	81.5	m
	ゼブラ(横断線) W=45cm	集計表より　L=25.5m	25.5	m
	矢印・文字・記号 W=15cm換算	集計表より　L=60.1m	60.1	m
	消去	集計表より　L＝370.1×0.50＝185.0m　※想定残存率：50%	185.0	m
薄層カラー舗装工	RPN-501 平均施工幅20cm	A=(22.0+23.0)×0.2=9.0m2	9.0	m2
	消去 平均施工幅20cm	A=(20.0+12.0+10.0)×0.2=8.4m2	8.4	m2

実施設計図

阿　久　根　市	
工　事　名	令和８年度　道路維持修繕事業 琴平港橋線　道路改修工事
路　線　名	市道　琴平港橋線
工事場所	阿久根市　港町　地内
図面種類	横断図
縮　　尺	各図参照
図面番号	全　2　葉　　第　2　号